

原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要

名称	改正パリ条約	改正ウィーン条約	CSC	原賠法
目的	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産及び利用の開発が妨げられないことを確保すること。	原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	ウィーン条約・パリ条約(いずれも改正を含む)・CSC 附属書に適合する国内法の下で、損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築すること。	被害者保護と原子力産業の健全な発達
締約国	フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした旧条約締約15カ国＋スイスが署名2004年採択、未発効	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニア(5カ国) 1997年採択、2003年発効	アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ(4カ国、アメリカは2008年5月に批准) 1997年採択、未発効 ※発効要件:5カ国の批准と原子炉熱出力4億KW以上	1962年施行
原子力損害	・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの ・経済的損失 ・環境損害の原状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害	・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの ・経済的損失 ・環境損害の原状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの	・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの ・経済的損失 ・環境損害の原状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済的損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの	・核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害
適用範囲	・ウィーン条約及びジョイントプロトコル締約国であって、パリ条約の非締約国 ・原子力事故の発生時に、自国の領域及び原子力施設を持たない非締約国 ・本条約と同じ原則に基づき同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他非締約国	・非締約国の領域における原子力損害にも適用 ・ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。	・基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。 ・非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。	
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任	・無過失責任
	責任集中	・事業者への責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者への責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。	・事業者への責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱 ・異常に巨大な天災地変
	責任限度額(賠償措置額)	・一事故あたりの責任限度額を7億ユーロ(約1146億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・新規加盟する国は、2004年の採択日から最長5年間は、国内法において3億5千万ユーロを下回らない額とすることが可能。	・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約513億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・1億5千万SDRを下回らない額(3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合)。 ・発効から15年間について、責任額の確保が困難な国のために、1億5千万SDRとすることが可能。	・一事故あたりの責任限度額を3億SDR(約513億円)を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・経過措置として最長10年間、1億5千万SDR以上とすることが可能。
	少額措置額	・低リスクの原子力施設:7000万ユーロ(約115億円) ・輸送:8000万ユーロ(約130億円) ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。	・500万SDR(約8.5億円)以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。	・500万SDR(約8.5億円)以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。
賠償措置	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証	・保険及び政府との補償契約、供託
国家補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・賠償措置額を超える損害については、必要があると認めるときに国が援助
拠出金			・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR(又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額)を超える部分には、一定の算式に基づく全締約国の拠出による補完基金が準備される。 【補完基金:以下の合計金額】 ・施設国の原子力設備容量比例 ＝原子炉熱出力1MW×300SDR ・上記原子力設備容量比例の10% ＝締約国の国連分担金負担率により配分	
除斥期間	・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年	・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年 ・その他の損害は、原子力事故の日から10年	・原子力事故の日から10年(賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可)	・民法724条後段より不法行為の時から20年
裁判管轄	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	・原則として、その領域(EEZを含む)で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。	